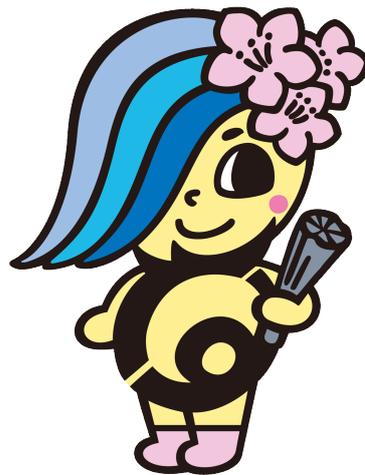


第3期

南牧村子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



なんしいちゃん

令和7年3月

南 牧 村

【目次】

第1章 計画策定の概要

1	はじめに	1
(1)	計画の趣旨	1
(2)	計画の位置づけ	1
(3)	計画期間	2
(4)	計画の策定体制	2
2	子ども・子育て支援制度の概要	3
(1)	子ども・子育て関連3法	3
(2)	子ども・子育て支援法のサービス	4
(3)	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供	6
(4)	保育の必要性の認定について	7

第2章 子ども・子育てを取り巻く環境

1	統計データからみた現状と課題	8
(1)	3区分人口推移	8
(2)	子どもの人口推移	9
(3)	出生数の推移	9
(4)	合計特殊出生数の推移	10
(5)	3区分別人口推計	11
(6)	子どもの人口推計	11
(7)	保育園児数	12
(8)	小学校児童数	12

第3章 基本的な考え方

1	計画の基本理念	13
(1)	基本方針	13
(2)	計画の全体像	14

第4章 子ども・子育て支援策の展開

1	地域における子育て支援	15
(1)	地域における子育て支援サービスの充実	15
(2)	保育サービスの充実	15
(3)	子育て支援ネットワークづくり	15
(4)	子どもの健全育成	15
(5)	地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進	15
2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び推進	15
(1)	子どもや母親の健康の確保	15
(2)	「食育」の推進	16
(3)	思春期保健対策の充実	16

(4) 小児医療の充実	16
(5) 不妊治療・不育症治療対策の充実	16
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	16
(1) 次代の親の育成	16
(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	16
(3) 家庭や地域の教育力の向上	16
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	16
4 子育てを支援する生活環境の整備	17
(1) 居宅環境や道路交通環境の確保	17
(2) 遊びの機会と遊ぶ場所の確保	17
(3) 安全・安心な村づくりの推進	17
5 職業生活と家庭生活の両立の推進	17
(1) 職場での子育てについての意識啓発	17
(2) 仕事と子育ての両立の推進	17
6 子どもの人権尊重と要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進	18
(1) 子どもの権利尊重	18
(2) 児童虐待防止対策の充実	18
(3) ひとり親世帯等の自立支援の推進	18
(4) 子どもの貧困対策の推進	18
(5) 障害児対策の充実	18

第5章 子ども・子育て支援に基づく目標設定

1 村内の現状	19
(1) 保育園	19
2 事業量推計	20
(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	20
3 提供体制の確保の内容	21
I 教育・保育提供区域について	21
(1) 教育・保育提供区域とは	21
(2) 区域設定	21
II 子どものための教育・保育給付	21
III 地域子ども・子育て支援事業	22
IV その他の推進方策	27

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制	29
2 進捗状況の管理	29
3 関係機関の役割	30

1 はじめに

(1) 計画の趣旨

子ども・子育て支援については、平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため「子ども・子育て支援法（以下「法」という。）」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。また、平成28年4月及び令和元年10月に、法の一部改正により、新たに仕事・子育て両立支援事業及び子育てのための施設等利用給付がそれぞれ創設されました。

この法では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状態を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び支援の充実に向け、「妊婦等包括相談支援事業」「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」「産後ケア事業」の新規3事業を含む家庭支援事業を掲げています。

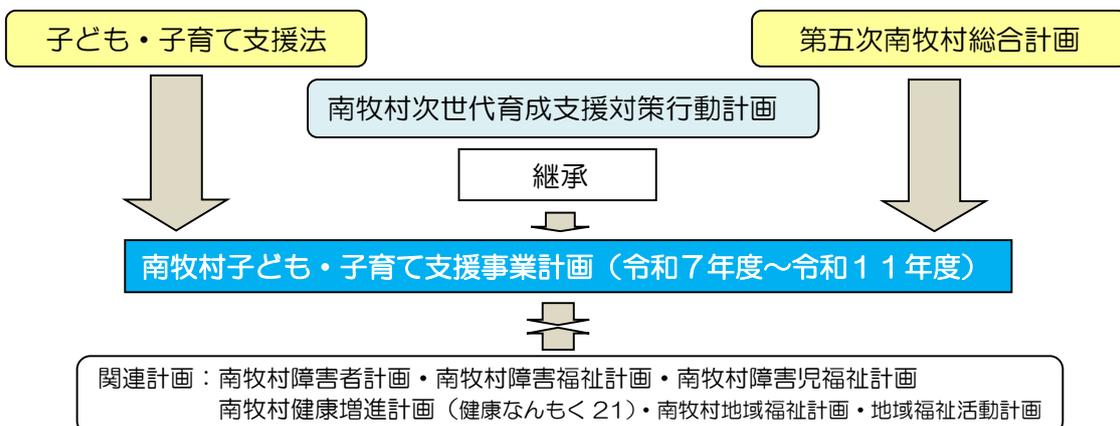
本村においても、法への対応を主としつつ、「南牧村子ども・子育て支援事業計画」を策定し推進しておりますが、第2期計画を見直し、住民ニーズへの対応や子ども・子育て支援に対する重要性に関心や理解を深め、社会全体で取り組むさらなる子育て支援の充実を目指して、第3期計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条及び第62条の国の基本指針に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

村では、平成17年に「次世代育成支援対策推進行動計画」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業を取り組んできましたが、これまでの内容を包含するとともに「第五次南牧村総合計画」などの諸計画と連携した計画となります。

南牧村子ども・子育て支援計画の位置づけ



(3) 計画期間

子ども・子育て支援法では、市町村が定める計画期間は、5年を1期とするものとされています。よって本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法令等の改正、制度の変更又は社会状況等に変化が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	R16 年度
第五次南牧村総合計画									
第3期子ども・子育て支援事業計画					次期子ども・子育て支援事業計画				
策定		見直し		評価・次期 作成	策定		見直し		評価・次期 作成

(4) 計画の策定体制

この計画の策定に先立ち、第五次南牧村総合計画策定にあたり実施したアンケート調査の結果を基に、子育て世代が安心して子どもを産み育てられるようサポート体制の構築と強化、経済的支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により策定しました。

2 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て関連3法は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識に基づき、幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律で、以下の3つの法律で構成され一部改正が行われています。

子ども・子育て支援法

- ① 子ども・子育ての基本理念、各主体の責務等を規定
- ② 子ども・子育て支援給付の創設
 - *施設型給付及び地域型保育給付、児童手当を規定
 - *子ども・子育て支援給付の支給認定
- ③ 教育・保育施設及び地域型保育事業者の確認
- ④ 地域子ども・子育て支援事業を規定
- ⑤ 子ども・子育て支援事業計画の策定
- ⑥ 子ども・子育て会議の設置
- ⑦ こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置の計画

認定子ども園法

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)

- ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
- ② 幼保連携型認定こども園
 - *設置主体は国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限る。
- ③ 公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例
- ④ こども誰でも通園制度事業の計画

整備法

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)

- ① 児童福祉法の一部改正
- ② 幼保連携型認定こども園が「児童福祉施設」と「学校」のどちらかを明確化するための改正等
- ③ 「学校」の定義に幼保連携型認定こども園を加えることに伴う関係法令の改正等

(2) 子ども・子育て支援法のサービス

子ども子育て支援法のサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となります。

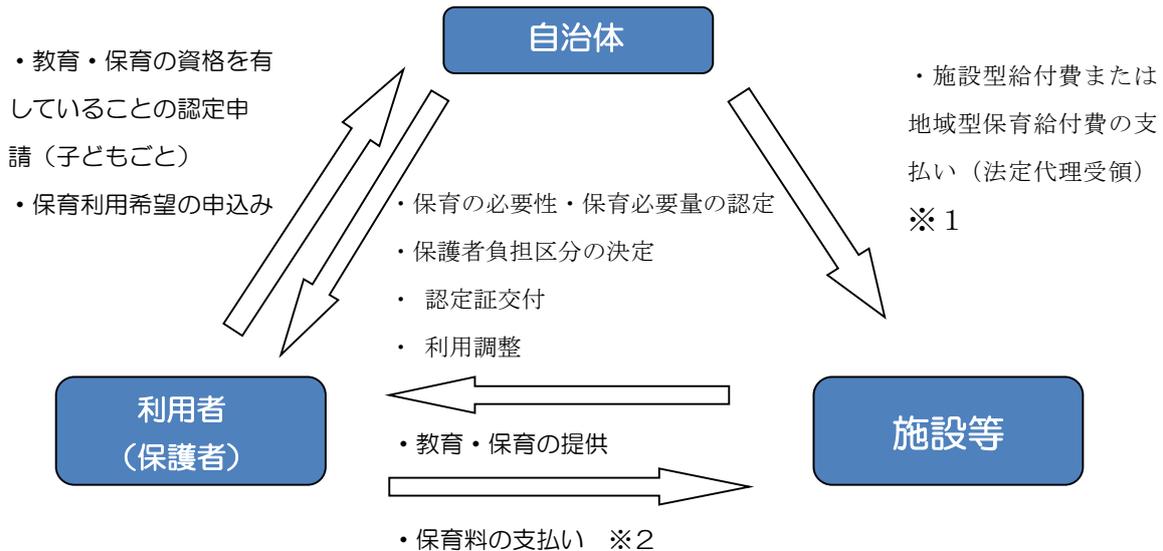
◆サービスの類型一覧表◆

子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 公立幼稚園
			2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3. 公立認可保育所
			4. 幼保連携型認定こども園
			5. 幼稚園型認定こども園
			6. 保育所型認定こども園
			7. 地方裁量型認定こども園
	地域型保育給付	8. 小規模保育	
		9. 家庭的保育	
		10. 居宅訪問型保育	
		11. 事業所内保育	
	地域子ども・子育て支援事業	1. 利用者支援	
		2. 地域子育て支援拠点事業	
		3. 妊婦健診	
		4. 乳児家庭全戸訪問事業	
		5. 養育支援訪問事業	
		6. 子どもを守るネットワーク	
		7. 多様な主体の参入促進事業	
		8. 一時預かり（幼稚園型）	
9. 一時・援助・トワイライト			
10. 子育て短期支援（ショートステイ）			
11. 病児保育・子育て援助			
12. 子育て援助（就学後）			
子ども・子育て支援法以外	13. 実費徴収補足給付		
	14. 延長保育		
子ども・子育て支援法以外	15. 放課後児童健全育成事業		
	16. 放課後子ども教室		
	17. 子育て世帯訪問支援事業		
	18. 児童育成支援拠点事業		
	19. 親子関係形成支援事業		
	私立認可保育所（委託費を支弁）		
	新制度への移行を選択しない私立幼稚園（私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁）		

① 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

■給付の仕組み（イメージ）



※1：新制度への移行を選択しない私立幼稚園の場合、市町村から幼稚園に私学助成・幼稚園就園奨励費を支払い。（代理受領）また、私立認可保育所の場合は、委託費を支払い。

※2：私立認可保育所の場合、保育料は市町村へ支払い

◆施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになり、令和元年10月から3歳から5歳の「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」等の利用料が無償化となりました。

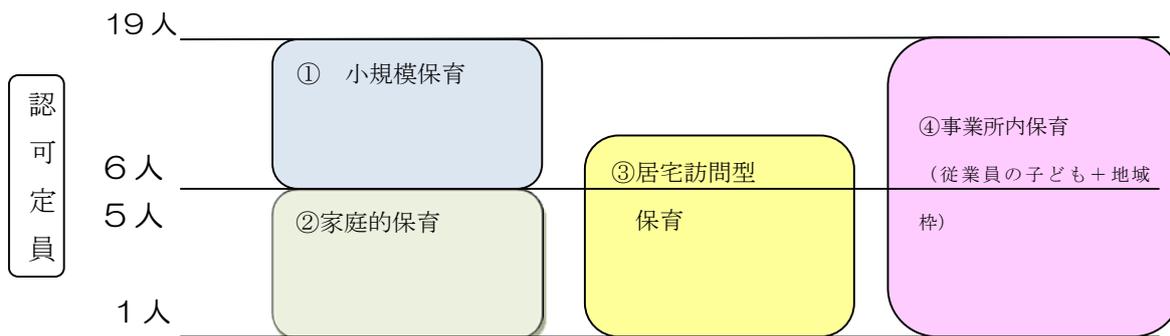
ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- ① 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- ② 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。



② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で16事業に定められています。また、令和6年子ども・子育て支援法改正により、新規3事業が創設されました。

(3) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

① 認定こども園制度の改善

*従来の認定こども園制度は、幼稚園・保育所、それぞれの認可を受けなければならないこと、また、財政的にも、幼稚園部分は私学助成、保育所部分は保育所運営費を別々に受ける手続きを経なければいけないことなど、手続きの煩雑さや財政支援の不十分さが指摘されていました。

*認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園については、認定こども園として一つの認可を受けるだけで良くなり、これに伴い指導監督も一本化されます。

*また、財政措置についても、私学助成・保育所運営費が別々に支給されるという従来の状況を改め、新たに設けられる「施設型給付」により給付が一本化されます。

*なお、幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人となります（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない）。

② 保育に係る認可制度の改善

*新制度における保育については、認可制度を前提としながら、保育需要の増大に機動的に対応できるようにするため、認可制度の改善が図られます。

*社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加え、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要

件を満たすことと求めた上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除いて認可します。

*村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、適正な給付の維持のため、施設・事業に対する指導監督を実施します。

(4) 保育の必要性の認定について

*新制度においては、保育所等への入所申し込みから切り離れた手続きとして、保育の必要性の認定を行うこととされます。

*これにより、潜在的需要を含めて地域の保育需要を従来よりも正確に把握することが可能になります。

① 認定

認定は次の1～3号の区分で行われます。

区分	対象者	利用サービス
1号認定(教育標準時間認定)	子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定(満3歳以上・保育認定)	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園
3号認定(満3歳未満・保育認定)	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育

② 認定基準

保育の必要性の認定(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)にあたっては以下の3点について基準を策定します。

◆保育の必要な事由

- ① 就労：フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労
- ② 就労以外の事由：保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして村が定める事由

◆区分(月単位の保育の必要量に関する区分)

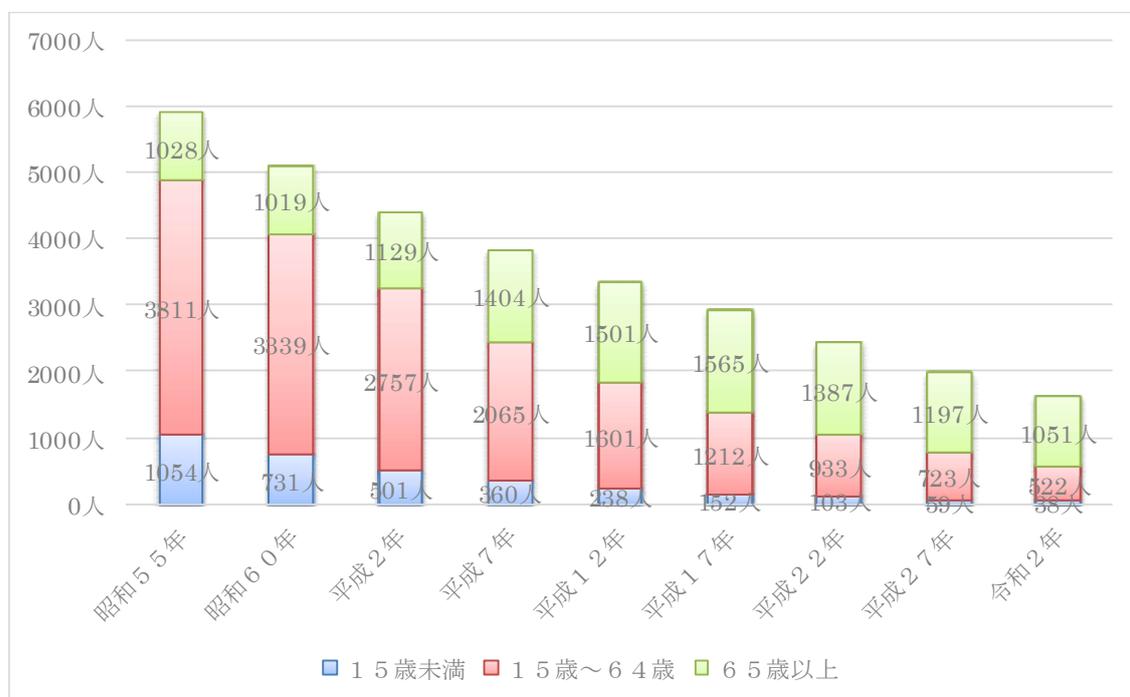
- ① 保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
- ② 保育短時間：主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

1 統計データからみた現状と課題

(1) 3区分別人口推移

本村の人口は、住民基本台帳によると令和2年10月1日現在、1,611人となり、昭和55年以降減少傾向が続いています。

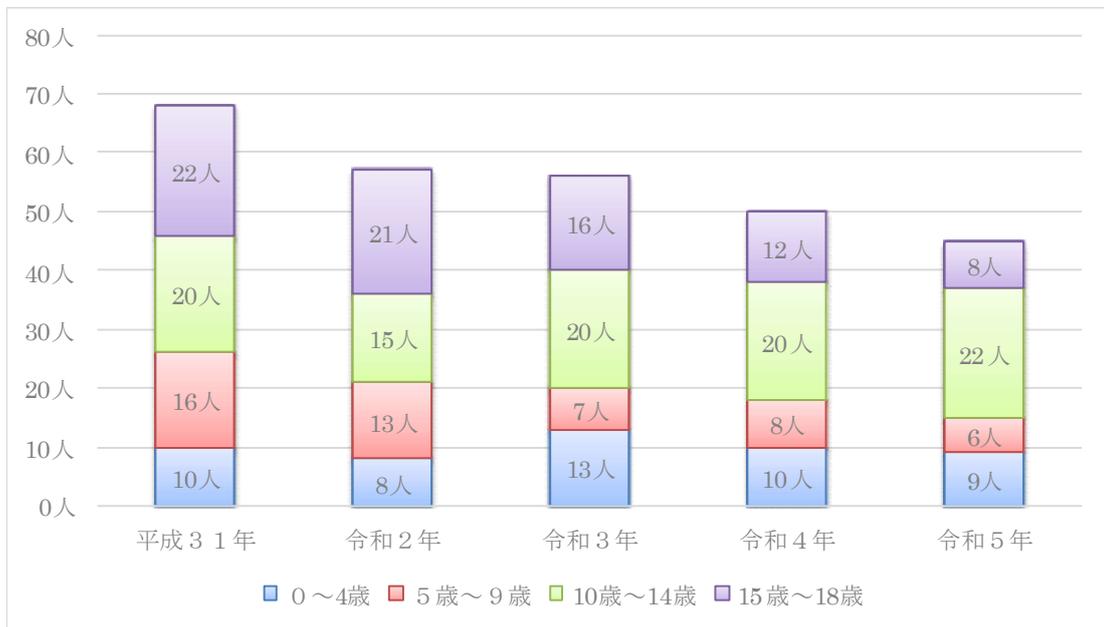
年齢3区分別人口（年少人口、生産年齢人口、高齢者人口）を見ると15歳未満の年少人口は昭和55年から減少傾向が続いており、令和2年には1,061人減の38人となっています。その一方で65歳以上の高齢者人口は昭和60年から平成17年にかけて増加してきましたが、平成22年からは村全体の人口が急激に減少し少子高齢化が顕著にあらわれています。さらに15歳から64歳の生産年齢人口を見ても大幅に減少しており、子育て支援の必要性が高まる状況にあります。



資料：国勢調査（昭和55年～令和2年）

(2) 子どもの人口の推移

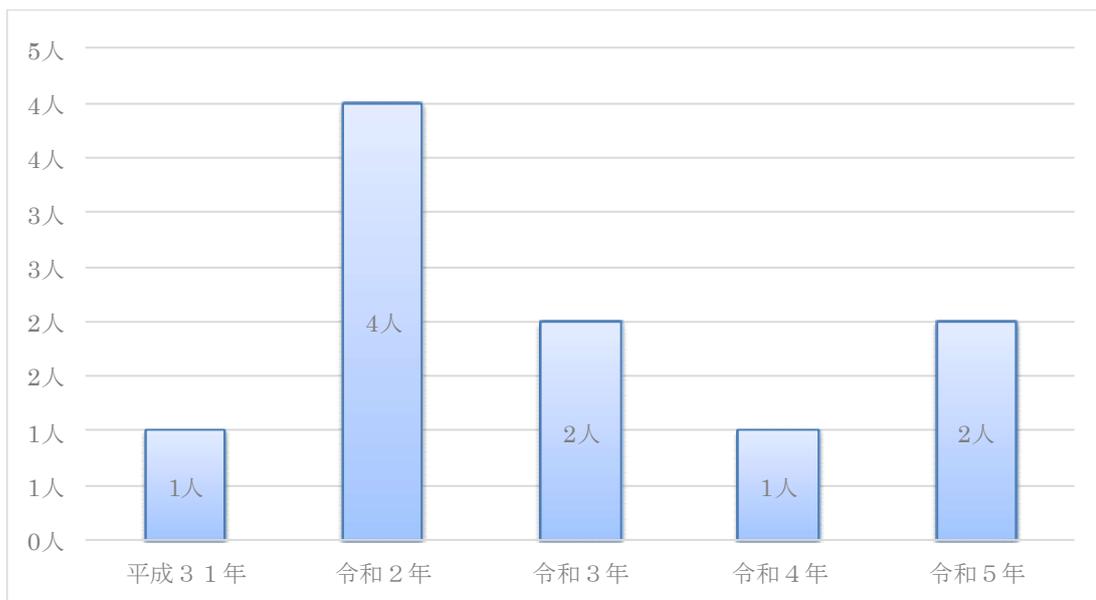
平成31年から令和5年の本村の18歳以下の人口の推移をみると、平成31年の68人から33.9%減少し、令和5年には38人となっています。



資料：住民基本台帳

(3) 出生数の推移

子どもの人口については、減少が続いており、出生数については1～2人を継続している状況です。

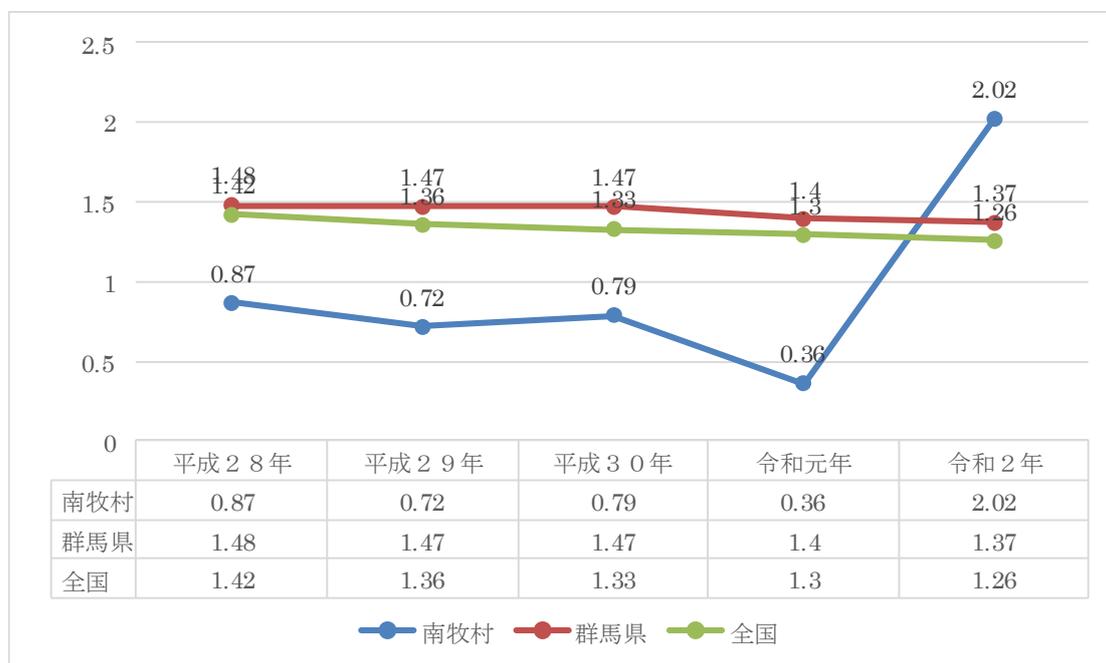


資料：人口動態統計

(4) 合計特殊出生率の推移（国、県比較）

平成28年のから令和元年のかけて本村の合計特殊出生率は、群馬県、全国に比べて相当低い状況が続いていましたが、令和2年に限り群馬県・全国を上回る状況となりました。

（単位：人）

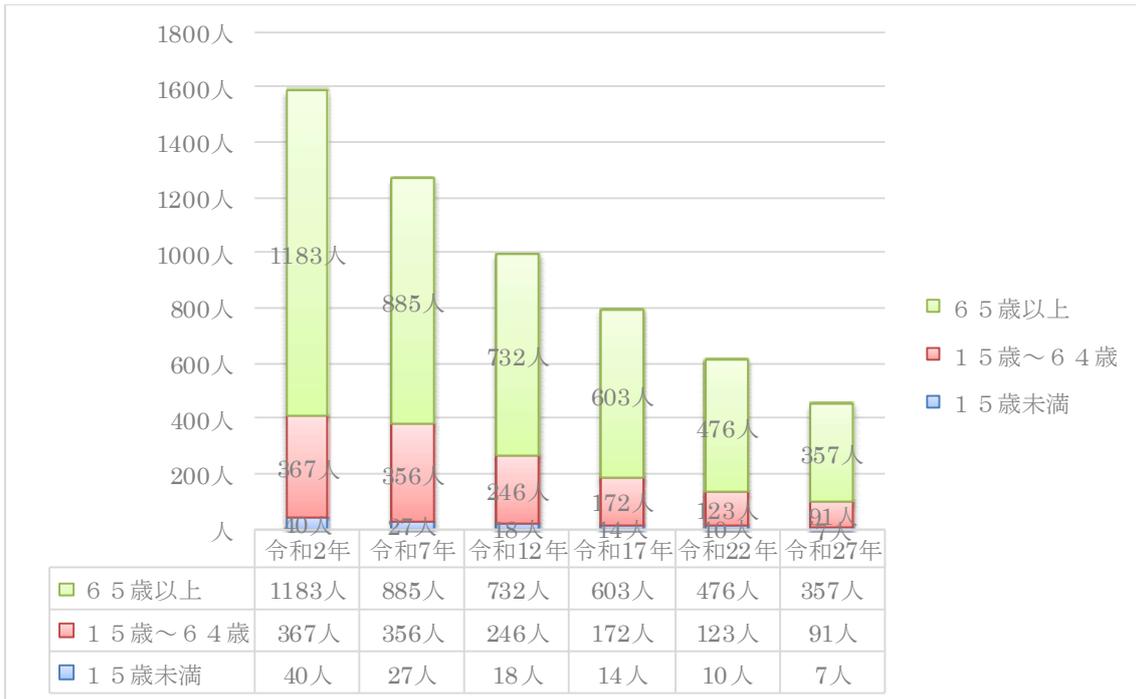


資料：人口動態統計

※ 「合計特殊出生率」とは、一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数のことで一般的に出産可能な年齢とされる15～49歳までの女性の年齢別人口や生んだ子どもの数等をもとに算出されるものです。この値が2.08人を下回ると、将来的に総人口は減少するといわれています。

(5) 3区分別人口推計

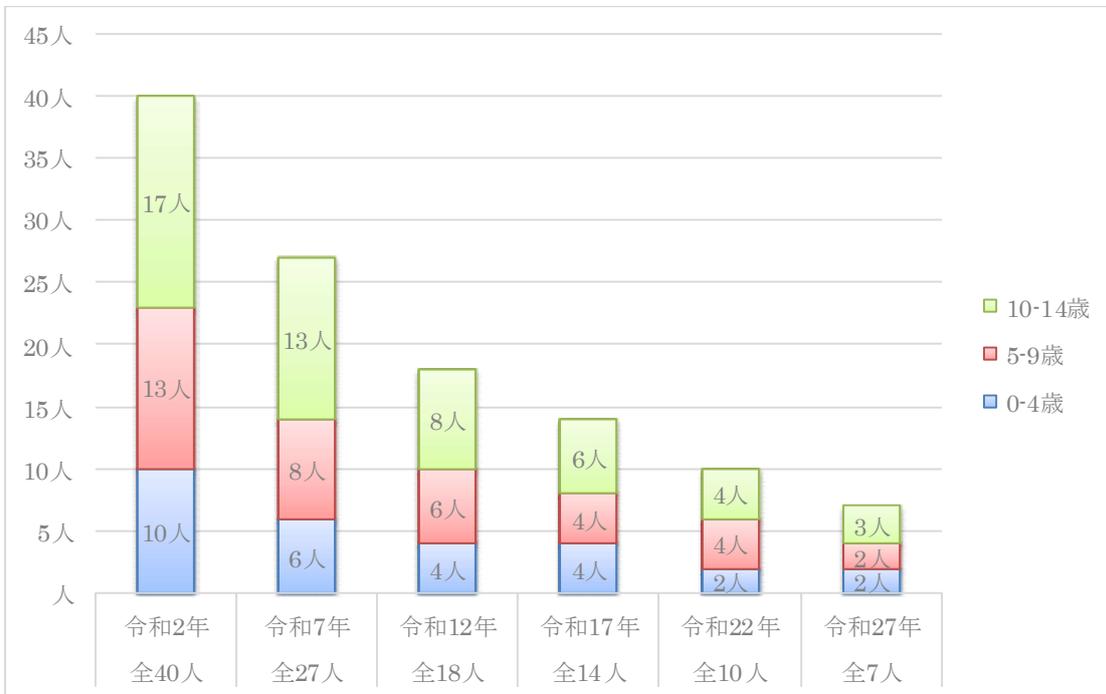
3区分人口の今後、5年毎の将来予測は、下記のとおりです。



資料：国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来推計人口

(6) 年少人口推計

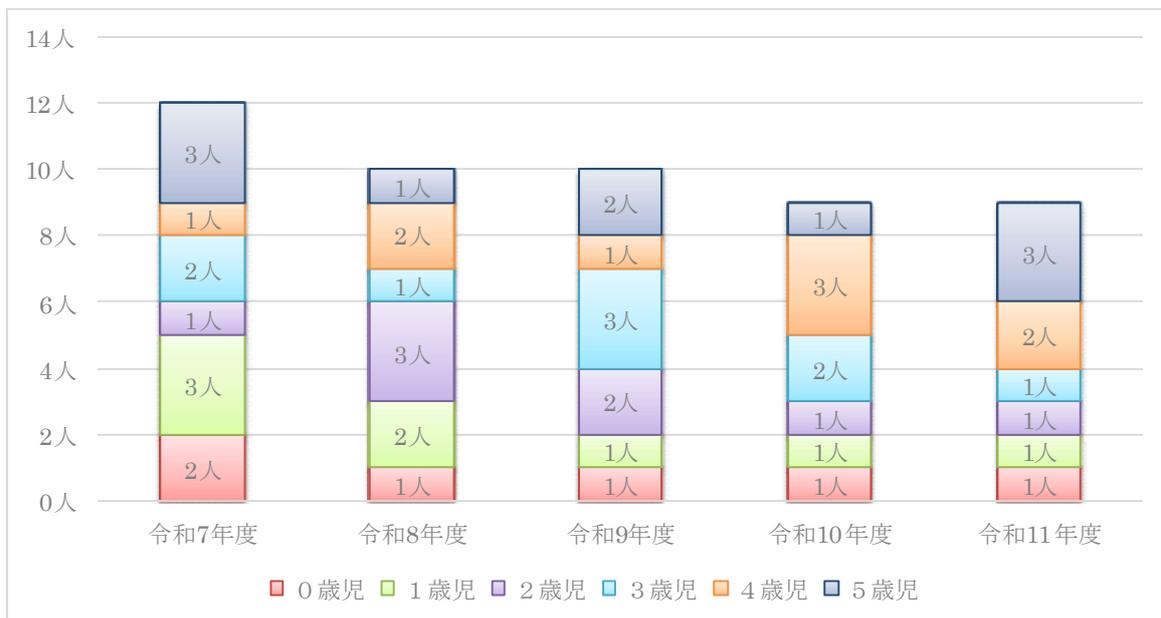
年少人口の今後、5年毎の将来予測は、下記のとおりです。



資料：国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来推計人口

(7) 保育園児数

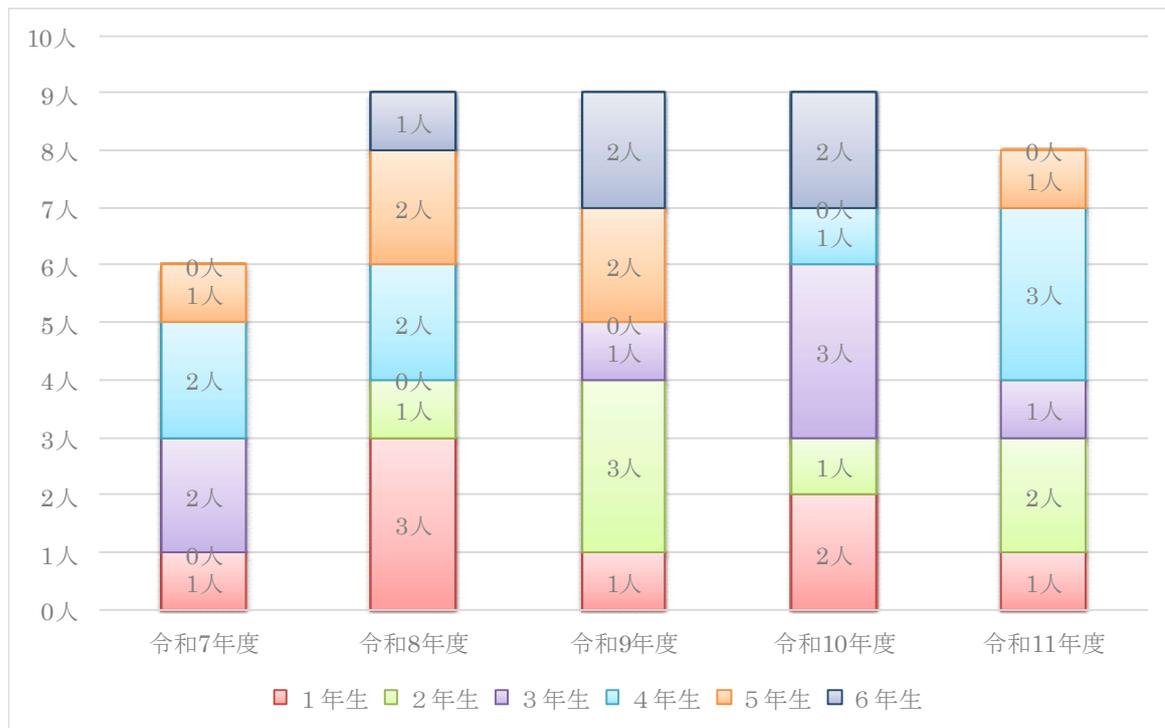
本村の保育園は、1園で令和7年度の園児数は12人です。令和11年度まで少しずつ減少しています。



(8) 小学校児童数

本村の小学校は、令和6年4月から小中一貫校「なんもく学園」となりました。

令和7年度の児童数は6人です。令和11年度まで児童数は一定の児童数を保っています。



1 計画の基本理念

(1) 基本方針

「子ども・子育て支援新制度」は、次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぎ、子どもが健やかに成長できるとともに、子どもを育てやすい社会の実現を目指して創設されるもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

《国の基本方針》

- ◆ 「子どもの最善利益」が実現される社会を目指す
- ◆ 一人の子ども健やかな育ちを等しく保障する
- ◆ 地域や社会が保護者に寄り添い、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆ 幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども子育ての量的拡充と質改善を図る
- ◆ 各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては子どもの最善利益実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本方針を掲げるものとします。

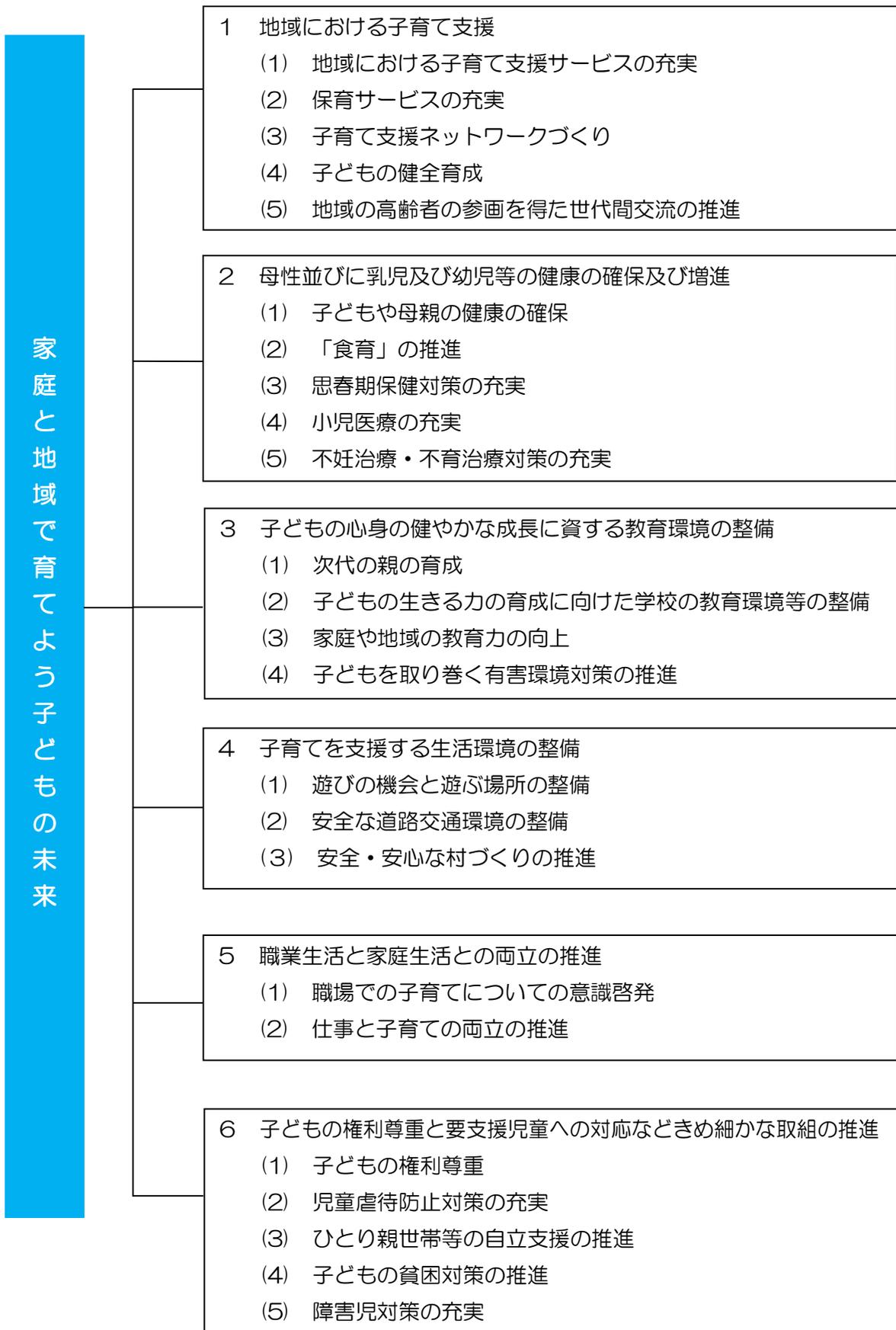
【基本方針】

家庭と地域で育てよう子どもの未来

(2) 計画の全体像

【基本方針】

【基本目標】



1 地域における子育て支援

南牧村では、地域における子育て支援として、保育所や学童クラブに代表される保育サービスをはじめ、高齢者と子どもの交流事業に取り組んでいきます。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

「子ども・子育て支援法」による地域子ども子育て支援事業の充実を図っていきます。

(2) 保育サービスの充実

保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行うことや、サービス評価等の仕組みの導入、実施についても取り組みを進めていきます。

(3) 子育て支援ネットワークづくり

子育て世帯に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効率的に提供するとともに、サービスの質を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワーク化を図ります。

また、各種のサービスが、利用者に十分周知されるよう、情報提供を積極的に行います。

(4) 子どもの健全育成

村では、子どもの居場所を確保するため、豊かな自然環境の利用も考慮し、対応を検討していきます。

また、現在、保育所では小学生との交流会、中学生との交流会等の異年齢児交流事業を行っており、今後もこの事業量を増やしさらに充実させ継続していきます。

(5) 地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

各地域や保育所・学校等における、昔からの遊びや生活の知恵、地域の伝統文化、農林業などの産業文化を伝承する世代間交流活動を促進します。

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) 子どもや母親の健康の確保

村健康増進計画（健康なんもく21）に則り、母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進を図るため、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携をとり切れ目のない支援を行うとともに、地域における母子保健施策等の充実に努めます。

(2) 「食育」の推進

乳幼児からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着のための学習機会や情報の提供を行い、乳幼児健診などの場における、食育の充実を図ります。また村内各種団体との交流を通じて、子どもの「食」に対する関心を高めることや、食文化の継承など様々な知識と食を選択する判断力を身につけます。

(3) 思春期保健対策の充実

思春期の性に対する健全な意識を持つことや、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期、思春期における心の問題についても地域における相談体制の充実等に努めます。

(4) 小児医療の充実

本村単独でこの問題に対処することは非常に困難な状況にあるため、近隣市町村の産科や小児科の情報提供に努めるとともに、広域的連携のもと、対応を検討することとします。

(5) 不妊治療・不育症治療対策の充実

治療に係る医療費の助成事業の充実を図り、また、積極的な情報提供を行います。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発に努めます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが、個性豊かに、生きる力を伸長することができるよう、取り組みます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携をもとに家庭や地域における教育力を総合的に高めることに努めます。

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに悪影響が懸念される状況です。このため、PTA、学校、商工

会、警察等の関係者と連携・協力をして、めまぐるしく変わる環境を的確に把握しながら、子どもに危険性を認知させ、本来の正しい使い方の啓発を行います。

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 居住環境や道路交通環境の確保

公営住宅や空き家等、子育てを担う若い世代がスムーズに入居できるよう、空き室状況などの情報提供や相談を行います。

また、子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができるよう生活道路における通過車両の速度の抑制対策等に努めます。

(2) 遊びの機会と遊ぶ場所の整備

本村は、自然環境には大変恵まれています。この自然環境を実体験させるために必要な環境の整備を検討します。

また、保護者・地域住民と連携し、体育館や運動場などの学校施設を子どもの遊び場として有効に活用します。

(3) 安全・安心な村づくりの推進

子どもが犯罪等の被害に遭わない村づくりを進めるため、各小中学校の通学路の点検を行います。

また、幹線道路の整備に伴い村外からの車両も増えており、不審者などからの子どもの犯罪被害防止のため、子ども、保護者、地域住民に対して防犯意識の向上に努めます。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 職場での子育てについての意識啓発

国・県等と連携し、勤労者・住民、事業主などに対して、少子化対策や子育て支援についての意識啓発、情報提供を行います。

特に、子育て中の親に対する職場での理解促進に努めます。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

出産・育児・介護休業制度などの普及・啓発、短時間勤務・フレックスタイム制などの普及を促進します。

また、親が安心して仕事をすることができるよう、子どもの居場所を確保します。

6 子どもの人権尊重と要支援児童への対応などきめ細かな取組の推進

(1) 子どもの権利尊重

子どもの主体的な選択・決定に配慮するとともに、その権利を尊重する意識を持つように、人権教育や啓発活動を推進します。また、不登校やいじめなどに対して子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな対応を推進します。

(2) 児童虐待防止対策の充実

すべての子どもの健全な心身の成長を促していくためには、早期発見、早期対応、保護支援、アフターサービスに至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。このため、相談体制の整備や、親と子の心の健康づくり対策を推進します。また、「南牧村要保護児童対策地域協議会」を中心に、関係機関と連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた啓発を実施します。

(3) ひとり親世帯等の自立支援の推進

児童扶養手当の支給及び福祉医療給付事業の推進とともに、自立に向けた相談、就業支援などの相談体制を充実させ、関係機関との連携を図ります。

(4) 子どもの貧困対策の推進

「南牧村子育て応援条例」などの各種補助事業を充実させ、子どもを貧困の連鎖から守ります。また、一人ひとりに応じた相談、指導等の体制の充実を図り、教育を受ける機会の均等を図ります。

(5) 障害児対策の充実

乳幼児健診等を通じた幼児期における心身の障害の早期発見に努めるとともに、療育相談・指導の充実、早期療育の重要性についての啓発を進めます。

また、障害のある子ども、障害のない子どもが同じように地域の中で生活できるように、障害のある子どもに対する理解の促進を図り、関係機関等の連携による就学相談等の充実を図ります。

1 村内施設の現状

(1) 保育園

村内の保育園は1箇所、令和6年4月1日現在の入園児童は、7人となっています。入園待機児童はいません。

■保育園の状況

施設名	定員	令和6年度初日現在在籍入園児童数							職員数						
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	正規職員（嘱託職員含む）				非常勤職員		
									園長	保育士	調理員	事務員	計	保育士	その他
さくら保育園	20	1	0	2	1	2	1	7	1	3	1	0	5	3	3

■保育園施設情報（令和6年現在）

区分	さくら保育園	
設置者	理事長 中泉玄洋	
定員	20人	
設置	昭和32年2月25日	
施設	現施設開設	平成10年4月1日
	保育室数	4
	特別保育	一時預かり事業
	敷地面積	516㎡
	建築面積	422.35㎡

2 事業量推計

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

計画期間における量の見込みは、以下のとおりとします。

■各年齢別 教育・保育の量の見込み（二ーズ量）（単位：人）

区分	実数	推計				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数（5歳未満）	10人	12人	10人	10人	9人	9人
3～5歳児	5人	6人	4人	6人	6人	6人
0～2歳児	5人	6人	6人	4人	3人	3人
0歳児	3人	2人	1人	1人	1人	1人
1・2歳児	2人	4人	5人	3人	2人	2人
1号認定（3～5歳児）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
2号認定（3～5歳児）	7人	6人	4人	6人	6人	6人
3号認定	0歳児	3人	2人	1人	1人	1人
	1・2歳児	0人	4人	5人	3人	2人
	計	10人	6人	6人	4人	3人

区分	対象者	利用サービス
1号認定（教育標準時間認定）	子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・認定こども園
2号認定（満3歳以上・保育認定）	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園
3号認定（満3歳未満・保育認定）	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育

※ 「量の見込み」は、現在の利用状況、利用希望を踏まえて算出しています。

3 提供体制の確保の内容

I 教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

(2) 区域設定

本村では、1施設のみのため、南牧村全域とします。

II 子どものための教育・保育給付

村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

施設 型 給 付	1. 幼稚園	公立幼稚園
		新制度への移行を選択する私立幼稚園
	2. 保育所	
	3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園
		幼稚園型認定こども園
		保育所型認定こども園
		地方裁量型認定こども園

【確保方策】

		計 画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（利用意向）						
1号認定	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
2号認定	保育所	6人	4人	6人	6人	6人
3号認定	0歳児	2人	1人	1人	1人	1人
	1・2歳児	4人	5人	3人	2人	2人
	計	6人	6人	4人	3人	3人
確保方策（定員）						
1号認定	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
2号認定	保育所	20人	20人	20人	20人	20人
3号認定	保育所					

Ⅲ 地域子ども・子育て支援事業

以下の事業について、量の見込み及び確保方策を設定します。

【地域子ども・子育て支援事業】

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健診
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業等
- ⑥ 子どもを守るネットワーク
- ⑦ 多様な主体の参入促進事業
- ⑧ 一時・援助・トワイライト事業
- ⑨ 子育て短期支援事業
- ⑩ 病児保育、子育て援助（ファミリー・サポート・センター）事業
- ⑪ 実費徴収補足給付事業
- ⑫ 延長保育事業
- ⑬ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・放課後子ども教室事業
- ⑭ 子育て世帯訪問支援事業
- ⑮ 児童育成支援拠点事業
- ⑯ 親子関係形成支援事業
- ⑰ 妊婦等包括相談支援事業
- ⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑲ 産後ケア事業

※ 黒塗りの事業は実施していないため、量の見込み及び確保方策等は設定しません。

① 利用者支援に関する事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

主に保健師が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できるサービス等の情報提供を行う「こども家庭センター型」として実施します。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
実施場所	保健福祉課				

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

基本的な事業として、① 交流の場の提供・交流促進、② 子育てに関する相談・援助、③ 地域の子育て関連情報提供、④ 子育て・子育て支援に関する講習等があります。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（月利用回数数）	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

③ 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、2人程度で推移すると想定されます。

	実績	計 画				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （対象者数）	28人	56人	56人	56人	56人	56人
確保方策	28人	妊婦全員の実施体制が整っており、100%の実施をめざします。				

※対象者数は延人数

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。

対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、2人程度で推移すると想定されます。

	実績	計 画				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （対象者数）	1人	4人	4人	4人	4人	4人
確保方策	1人	全ての家庭への訪問体制は整っており、全戸訪問をめざします。				

⑤ 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児など）を行う事業です。

本村では、本事業として実施せず、必要に応じて保健師等が家庭訪問をします。

⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

本村単独での事業の実施は困難であることから、本事業として実施しません。

⑦ 多様な主体の参入促進事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

⑧ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業で、本村では1か所委託して実施しています。

年間延2人程度が見込まれますが、必要量を確保できる見込みです。

■幼稚園在園児対象型を除く

	実績	計画				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（総人数）	1人	4人	4人	4人	4人	4人
確保方策（対応可能延人数）	3人	4人	4人	4人	4人	4人

○実施施設 さくら保育園

⑨ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

⑩ 病児保育・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

病児保育について、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

ファミリー・サポート・センター事業は、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本村では、富岡市と提携して事業が利用できる環境を整えています。

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設が実費徴収・上乘せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。特定教育・保育施設の保育料については、国が定める公定価格を基に村が保護者の所得に応じて、利用者負担額を設定することとしています。本村は、実費徴収していません。

⑫ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育園利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。本村では、事業として実施しません。

⑬ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

放課後児童クラブ（学童クラブ）は、主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の主体性を尊重し、健全な育成を図り、児童の自主性、社会性等のより一層の向上を図るものです。本村では1か所委託して実施しています。

また、放課後子ども教室は、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動で、教育委員会で実施しています。

放課後子ども教室を利用後、放課後児童クラブへ行くなどの連携をして実施しています。小学校の児童数を確保方策としています。

■放課後児童クラブ

区分	実績	計画				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	8人	6人	9人	9人	9人	8人
低学年	4人	3人	4人	5人	6人	4人
高学年	4人	3人	5人	4人	3人	4人
確保方策（定員）	20人	20人	20人	20人	20人	20人
うち放課後子ども教室と一体的に実施	—	—	—	—	—	—
うち放課後子ども教室と一連携して実施	20人	20人	20人	20人	20人	20人
クラブ数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

○実施施設 学童クラブさくらんぼ（さくら保育園施設内）

■放課後子ども教室

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
整備計画	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
うち放課後児童健全育成事業と連携	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

- ⑭ 子育て世帯訪問支援事業
子育てに関する情報提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。
- ⑮ 児童育成支援拠点事業
児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに、児童や保護者への相談等を行う事業です。
- ⑯ 親子関係形成支援事業
親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う事業です。

【新規3事業】

- ① 妊婦等包括相談支援事業
妊婦等に対して面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況や環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

	計 画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ回数）	妊婦届出数：3組 1組あたり面接回数：3回				
	9人	9人	9人	9人	9人
確保方策（こども家庭センターの代替え）	9人	9人	9人	9人	9人

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。本村では、令和8年度より実施します。

		計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用人数)	0歳児	—	1人	1人	1人	1人
	1歳児	—	1人	1人	1人	1人
	2歳児	—	1人	1人	1人	1人
確保方策	0歳児	—	1人	1人	1人	1人
	1歳児	—	1人	1人	1人	1人
	2歳児	—	1人	1人	1人	1人

③ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

		計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ利用人数）		1人	1人	1人	1人	1人
確保方策		1人	1人	1人	1人	1人

IV その他の推進方策

本村では、「現在の少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、子どもの養育等も多様なものとなっていることにかんがみ、保護者に対する子育て支援の施策を講ずることにより、次代を担う子どもを安心して育てられる環境をつくり、「健やかな子どもを育む南牧村」を目指すとともに子育て世代の増加を図り、もって地域の活性化に資すること」を目的として、平成22年から子育て支援施策を追加しつつ、下記①～⑦においては「子育て応援条例」において施行しています。

- ① 保育園の保育に要する経費の免除
- ② 学校給食に要する経費の免除
- ③ なんもく学園の入学等祝金の交付
- ④ なんもく学園の児童生徒の課外活動補助金の交付
- ⑤ 高校生等の入学に対する補助金の交付

- ⑥ 高校生等の通学に対する補助金の交付
 - ⑦ 子育てをしている者の転入に対する奨励金の交付
 - ⑧ 不妊治療医療費助成金交付
 - ⑨ 結婚・出産祝金交付
 - ⑩ 保育の充実を図るため、保育士の処遇改善に対する補助金の交付
 - ⑪ 放課後児童クラブの利用に要する経費の免除
 - ⑫ 保育園の主食費に対する補助金の交付
 - ⑬ 子育て世帯に粉ミルク・紙おむつ等購入費に対する補助金の交付
- 以上のことについては、新制度と並行して推進して行きます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、村内関係機関と連携して計画の具体的推進に関する方策を検討し、計画の推進に努めるとともに、社会情勢の変化にも柔軟に対応し、計画に反映します。

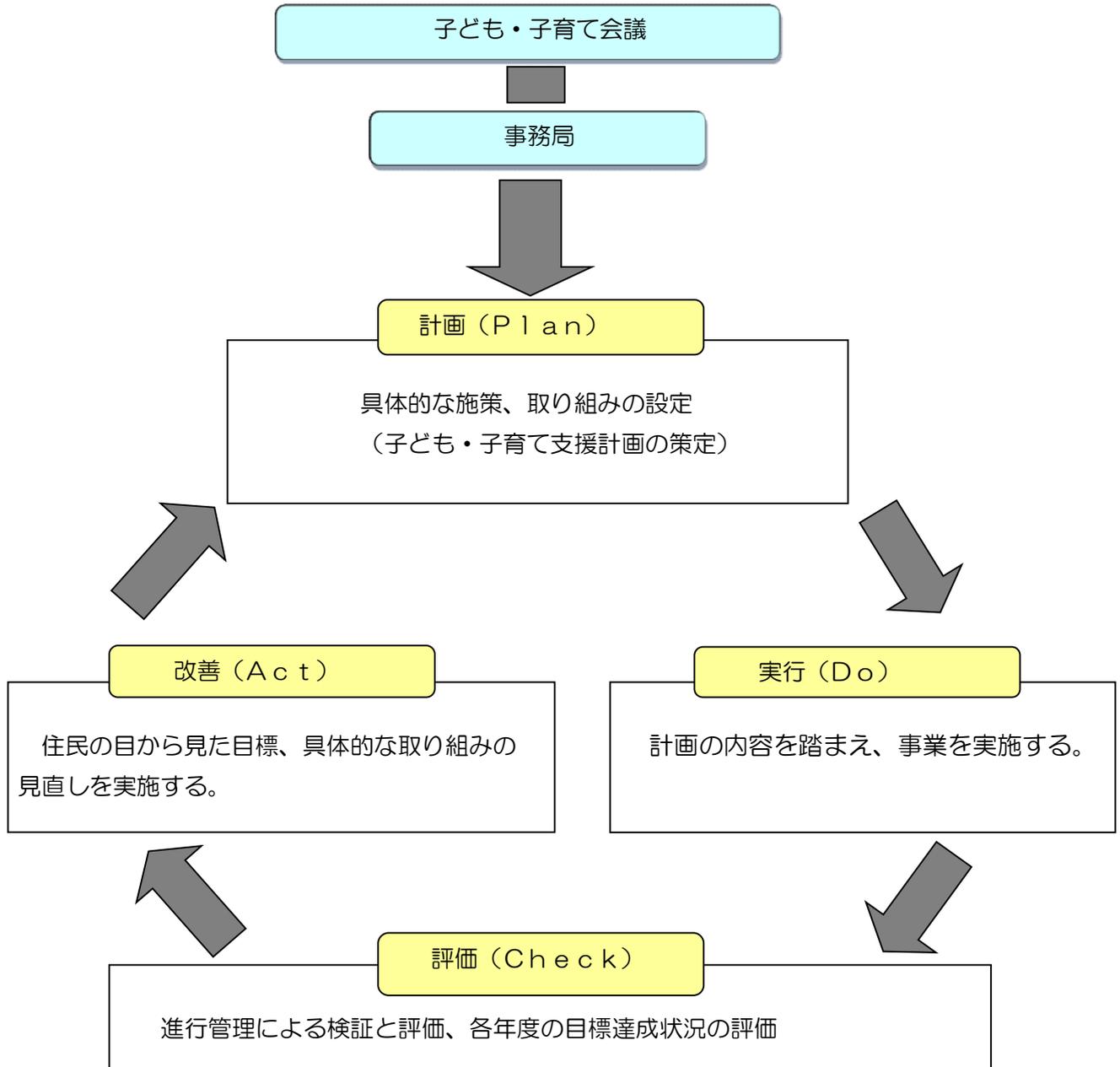
2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画においては、令和11年度を目標年度としていますが、必要により点検・評価を行います。なお、各分野における取組の状況を分析するための指標（活動指標）を設定し、その見込み値の達成のための方策等を明らかにすることにより、計画の目標を実現することが必要とされており、その手法として、PDCAサイクルによる計画の管理が求められています。

〈PDCAサイクルとは〉

○「PDCAサイクル」とは、業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法

子ども・子育て支援事業計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



南牧村子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、本村における「PDCAサイクルによる計画の管理」の内容を構築し、その達成に向け進めることとします。

3 関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけではなく、保健、医療、教育など様々な分野にわたるため、保健福祉課が主管となり関係部局と連携し、本計画を進めていきます。

また、保育所、学校その他関係する団体とも適切な役割分担のもと連携を強化し、協働で子育て支援を推進して行きます。